

宇美町スポーツ少年団表彰規程

(趣旨・目的)

第1条 この表彰規程は、本団の目的の定めるところにより、青少年スポーツの健全な普及、振興と功績に顕著な者に対し表彰を行い、本団の発展振興に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(表 彰)

第2条 前条の表彰は、次のとおり行うものとする。

1. 表彰状ならびに記念品の贈呈

イ. 本団青少年スポーツの普及、発展に寄与し、引き続き本団に満10年以上在籍し、その功績が顕著な指導者及び各母集団の構成員で、各単位団代表者の推薦により表彰委員会が認めたもの。

ロ. 永年にわたる社会貢献活動や人命救助等、その活動や功績が団員及び単位団の模範となる団員及び、指導者、母集団の構成員、並びに単位団で、各単位団の代表者及び役員会の推薦により表彰委員会が認めたもの。

2. 感謝状ならびに記念品の贈呈

イ. 本団本部長の職にあつてその職を退いたもの。

ロ. 本団役員として2期(4年)以上その職にあつて退いたもの。

ハ. 本団の主旨に賛同し事業遂行上、積極的に協力または、援助したもの。

(10万円以上)

ニ. 本団の主旨に賛同し事業遂行上、積極的に自己の施設を無料で2年以上提供した
もの。

ホ. 本団の主旨に賛同し事業遂行上、積極的に自己の資材、器具、用具などを提供し
たもの。
(10万円相当)

(記念品の額)

第3条 表彰状、感謝状にそえる記念品の額は、次のとおりとする。

1. 表彰状の場合

イ. 第2条、第1項、イに該当し表彰するもの

総額 5,000円相当

ロ. 同条、同項、ロに該当し表彰するもの

総額 5,000円相当

2. 感謝状の場合

イ. 第2条、第2項、イに該当し表彰するもの

総額 10,000円相当

ロ. 同条、同項、ロからホに該当し表彰するものまたは、協力・後援者

総額 5,000円相当

(表彰委員会の設置)

第4条 本団に表彰委員会（以下「委員会」という）を置く。

1. 委員会の構成は、次のとおりとする。
 - イ. 委員長 1名
 - ロ. 副委員長 1名
 - ハ. 委員 5名
2. 委員会の委員の選出については、宇美町スポーツ少年団規約第6条に規定する、役員より3名及び理事の中より選出されたもの4名、計7名をもって構成する。
3. 委員会は、審議記録を作成しなければならない。
4. 委員会委員の任期は2年とする。
5. その他この規定に定めない事項については、宇美町スポーツ少年団規約に準用する。

(被表彰者の推薦)

第5条 本団役員会及び各単位団代表者は、第2条各号に該当する表彰予定者について別紙関係書類を別に定める期間までに委員会に提出するものとする。

(表彰の時期)

第6条 被表彰者の表彰は、記念式及び総会等において行うものとする。

(規約の改廃)

第7条 この規程を改廃しようとするときは、理事会において出席理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 2 この規程は経済情勢の変化を考慮し、少なくとも10年ごとに検討する。

(表彰の取り消し)

第8条 この規程により表彰者が決定し表彰日までの間において宇美町スポーツ少年団規約に違反した者については、表彰は行わない。